

この号の主な内容			
1面	市長からのメッセージ	2面	新型コロナウイルス感染症Q & A
3面	事業者への支援	4面	学校園、保育所などに関するお知らせ

【問い合わせ先】  
市危機管理室☎784-8166  
市健康政策課☎784-8034

# 新型コロナウイルス感染拡大

## 「知っていただきたいこと」と「今、できること」

### 市長からのメッセージ

このたび、介護老人保健施設「グリーンアルス伊丹」のデイケア利用者や職員、関連施設の職員に新型コロナウイルス感染症の患者が複数名確認され、同施設を利用されていたご高齢の方がお亡くなりになられております。心よりご冥福をお祈り申し上げます。高齢者の介護サービス施設での多数の感染者発生に、私といたしましても強い危機感を持っているところです。

同施設は、県伊丹健康福祉事務所の指導に従い施設内を消毒し、2週間のデイケア事業の休止、職員の自宅待機などの対応を実施しています。

県は、3月1日より知事を本部長とする「対策本部」を立ち上げ、感染経路や濃厚接触者を調査し、その結果を踏まえ感染の拡大防止に全力で取り組まれています。

本市は、引き続き私を本部長とする「伊丹市新型コロナウイルス感染症対策本部」において、感染拡大をできる限り抑制し、市民の健康を守るために対策を関係機関と密に連携しながら、全力を挙げて取り組んでいます。

市民・事業者の皆さんには、国や県、市から発信する情報を基に、落ち着いて行動していただくとともに、手洗いや咳エチケットを徹底し、発熱などの風邪症状がみられる場合は、外出を自粛してください。

#### 【本市の対策】

- ▷ 3月25日㈬まで休業＝市立幼稚園、小・中学校、高校、特別支援学校
- ▷ 3月31日㈫まで中止＝市主催イベント
- ▷ 3月31日㈫まで閉館＝公共の屋内施設（各施設の閉館状況は市ホームページで確認を）
- ▷ 公共施設にアルコール消毒液を配置
- ▷ 伊丹市医師会と「グリーンアルス伊丹」デイケア利用者の在宅ケアのための関係事業所に合わせて計10000枚のマスクを配布

伊丹市長 藤原 保幸

### 国における感染拡大防止対策

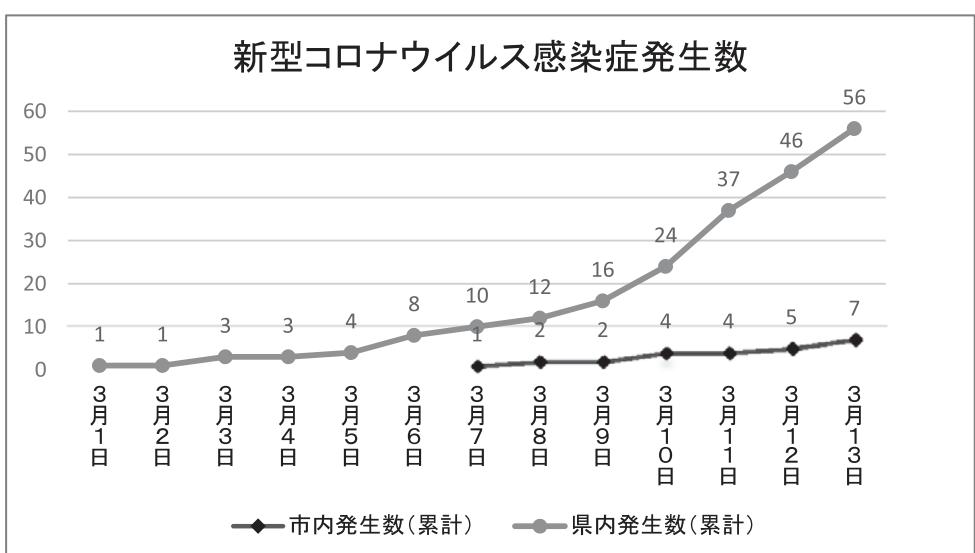
国は、2月1日付けで新型コロナウイルス感染症を「指定感染症」に指定し、全国の検疫所などの検査体制や入国管理の強化など水際対策を実施してきました。

その後、複数地域で感染経路が明らかではない患者が散発的に発生し、一部地域には小規模患者クラスター（集団）が把握される状態になったため、これまでの方針より徹底した対策を講じる内容の基本方針を2月25日に発表しました。

続いて、大規模イベントの自粛や各自治体へ学校園の臨時休業の要請、さらなる感染拡大防止策や医療提供体制の整備、学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応、事業活動の縮小や雇用への対応など経済対策の実施——など、対策が図られています。

### 市内発生状況

3月13日時点、市内居住の新型コロナウイルス感染症患者は7件確認されています。感染が確認されたのは、主に介護老人保健施設のデイケア利用者やその家族となっています。



### 最新情報を発信 皆さん登録を

本紙は3月13日時点の情報です。最新情報は、市ホームページやSNSなど（右記）でお知らせします。

市ホームページでは当分の間、新型コロナウイルス感染症に関する特別ページを開設しています。また、同感染症の患者などに関する情報をSNSなどで発信（自治会回覧も予定）しています。

本紙3月15日号以前の紙面で掲載している3月31日までの市主催のイベントなどは原則中止です。詳しくは、市ホームページや各施設などで確認を。

Facebook



Twitter



LINE

市のLINEアカウント（伊丹市防災・要支援者安否確認）は避難行動要支援者の安否確認を行うモデル事業（実証実験）を兼ねているため、専用のメニュー画面がありますが、同対象者以外の人は同メニューが利用できません。

エフエムラジオ

エフエムいたみ（79.4MHz）で放送。



緊急災害情報メール

空メールを送信し、登録手続きを。



# 新型コロナウイルス感染症Q&A

(厚生労働省や兵庫県の資料を基に作成)

## Q: 新型コロナウイルスって?

A: コロナウイルスは人や動物の間で広く感染症を引き起こすウイルスです。人に感染するコロナウイルスは、これまでに6種類見つかっており、今回、新型のコロナウイルスによる感染症の発生が確認されました。深刻な呼吸器疾患を引き起こすことがあるのは、重症急性呼吸器症候群(SARS)や中東呼吸器症候群(MERS)で、それ以外は感染しても通常は風邪などの重症でない症状にとどまります。

## Q: どうやって感染するの?

A: 新型コロナウイルスがどのように感染するかについては、現時点では、**飛沫感染**と**接触感染**の2つが考えられます。

	感染までの流れ	感染を注意すべき場面
飛沫感染	感染者の飛沫(くしゃみ、咳、つばなど)と一緒にウイルスが放出され、他の人がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します	屋内などで、お互いの距離が十分に確保できない状況で一定時間過ごすとき
接触感染	感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触るとウイルスがつきます。その場所を他の人が触れ、その手で目や口、鼻を触ると粘膜から感染します	電車のつり革、ドアノブ、階段やエスカレーターの手すりなどに触れたとき

## Q: どんな症状?

A: 発熱や喉の痛み、咳が長引くこと(1週間前後)が多く、強いだるさ(倦怠感)を訴える人が多いことが特徴です。重い肺炎になると呼吸困難を伴う息苦しさが出て、急に悪化することがあります。

感染から発症までの潜伏期間は1日~12日半(多くは5~6日)と言われています。

若い人は、症状が出なかったり軽い症状であったりと、自分では感染したことに気付かないこともあります。また、特に高齢者や糖尿病、心不全、呼吸器疾患などの持病のある人、人工透析を受けている人、免疫抑制剤や抗がん剤を使う人は重症化しやすいと考えられています。

## 各相談窓口

### 帰国者・接触者相談センター

#### 県伊丹健康福祉事務所

☎785-9437(※平日午前9時~午後5時半)

※休日と平日(午後5時半~翌午前9時)は24時間対応コールセンター(☎078-362-9980)へ

### 新型コロナウイルス感染症の相談窓口

#### 兵庫県24時間対応コールセンター

☎078-362-9980 ファックス078-362-9874

#### 厚生労働省

☎0120-565653(午前9時~午後9時)

## Q: 感染を予防するには?

A: 次の3点を特に心掛け、新型コロナウイルスの感染予防に努めましょう。

### 手洗い

まずは手洗いが大切です。せっけんをつけ、手の甲や指の間、爪の中もよく洗います。こすり洗いした後、流水で洗い流し、きれいなタオルなどで拭きます。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などにこまめに手を洗いましょう。

### 咳エチケット

咳などの症状がある人は、咳やくしゃみを手で押さええると、その手で触ったもの(電車のつり革やドアノブ、手すりなど)にウイルスが付着します。そこを介して他的人に病気をうつす可能性がありますので、咳エチケットを心掛けてください。

### 3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まるところでもうろうろ



マスクを着用する ティッシュ・ハンカチで 口・鼻を覆う  
マスクがない時  
とっさの時  
袖で口・鼻を覆う

出典：首相官邸ホームページ「新型コロナウイルス感染症に備えて」

### 健康管理

発熱などの風邪の症状が見られるときは、学校や会社などを休み、外出を控えるなどをし、毎日、体温を測定し記録してください。

★特に持病がある人や高齢者は、公共交通機関や人混みの多い場所を避けるなど、より一層注意してください。

## Q: 感染症にかかったと思ったら?

A: 新型コロナウイルス感染症にかかったかもと思った時は、**緊急時を除いて、連絡なく、直接医療機関を受診することは控えてください。**

「帰国者・接触者相談センター」では、同感染症が疑われる人の相談を受け付けています。

同センターは、相談内容から同感染症の疑いがあると判断した場合、その人に適切な診察を行う「帰国者・接触者外来」への受診調整を行っています。受診を勧められた医療機関を受診し、複数の医療機関を受診することは控えてください。

次の場合は、左記の「帰国者・接触者相談センター」に連絡してください。

○風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続いている場合(解熱剤を飲み続けなければならない時も含む)

○強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合

また、自分の身体の状態に不安がある場合など新型コロナウイルス感染症の一般的な問い合わせは左記の「新型コロナウイルス感染症の相談窓口」に相談してください。

# 新型コロナウイルス感染症に伴う事業者への支援

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者が活用できる主な支援制度は表1～3の通り。また一般的な労働相談、助成金に関する相談ほか各種相談窓口は表4の通りです。問い合わせは市商工労働課☎784-8047へ。

表1 信用保証の認定申請

保証	認定要件	保証割合	保証限度額
セーフティネット保証4号	売上高が前年同月比で20%以上減少など	100%	一般保証とは別枠で2.8億円
セーフティネット保証5号	特に重大な影響が生じている指定業種で売上高が前年同月比で5%以上減少など	80%	
危機関連保証	売上高が前年同月比で15%以上減少など	100%	一般保証、セーフティネット保証とは別枠で2.8億円

表中の信用保証付き融資を利用する場合は市に認定申請が必要です。申し込みは市商工労働課へ

表2 主な融資制度

実施機関・融資名	主要な要件	主要な内容	問い合わせ先
【日本政策金融公庫】セーフティネット貸付	最近3カ月の売上高が前年又は前々年の同期比5%以上減少など	【融資限度額】中小事業7.2億円 国民事業4800万円 【基準金利】中小事業1.11% 国民事業1.91% (令和2年3月2日時点) 一律金利にしたうえで貸付利率を融資後3年まで0.9%引下げ 【融資限度額】中小事業3億円 国民事業6000万円 【金利】当初3年間基準金利▲0.9% 4年目以降基準金利 中小事業1.11%→0.21% 国民事業1.36%→0.46% 利下げ限度額:中小事業1億円 国民事業3000万円 (令和2年3月2日時点)	事業資金相談ダイヤル ☎0120-154-505
【日本政策金融公庫】新型コロナウイルス感染症特別貸付	最近1カ月の売上高が前年又は前々年の同期比5%以上減少など		
【日本政策金融公庫等】特別利子補給制度	新型コロナウイルス感染症特別貸付により借入を行った一定要件を満たす中小企業者	フリーランスを含む個人事業主等へ借入後3年間の利子補給 【補給対象上限】中小事業1億円 国民事業3000万円 (※1)	中小企業金融相談窓口 ☎03-3501-1544
【伊丹市】中小企業振興融資制度(セーフティ1to6資金)	伊丹市内に主たる事業所を有し、市のセーフティ認定を受けた事業者	【融資限度額】1000万円 【金利】0.67% (令和2年3月時点) 【保証料補助】信用保証料の1/2を市が補助	市商工労働課 ☎784-8047
【兵庫県】経営円滑化貸付・経営活性化資金(新型コロナウイルス対策)	最近1カ月間の売上高等が前年同期に比べて5%以上減少など	【融資限度額】経営円滑化貸付1企業・1組合2億8000万円 経営活性化資金:運転資金5000万円 【金利】経営円滑化貸付0.70% (令和2年3月16日時点) 経営活性化資金:金融機関所定期利 (令和2年3月16日時点) 【適用期間】令和2年6月末融資実行分まで	県地域金融室 ☎078-362-4235

※1. 詳細は決定次第、中小企業庁ホームページなどで公開予定。上記の融資制度は、記載事項以外にも諸条件があります。詳しくは問い合わせ先に確認してください。

表3 助成金制度

制度名	対象	助成内容	問い合わせ先
雇用調整助成金	(1) 雇用保険の適用事業所であること (2) 最近1カ月の売上高又は生産量などが前年同期(事業所設置後1年未満の事業主は令和元年12月)に比べて10%以上減少していることなど	・休業を実施した場合の休業手当などに対する助成(大企業:1/2、中小企業:2/3) ・支給限度日数:1年間で100日(対象労働者1人1日あたり上限額:8330円)	ハローワーク助成金デスク ☎078-221-5440 ハローワーク伊丹 ☎772-8619
新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金(事業主に対する助成金)	子ども(※1、※2いずれか)の世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給(賃金全額支給)の休暇を取得させた事業主	令和2年2月27日から3月31日(※1については、春休みなど開校予定のなかった日は除く)において、有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10(対象労働者1人1日あたり上限額:8330円)	学校等休業助成金・支援金等相談センター ☎0120-60-3999(申請受付開始前。詳細は今後発表予定)
小学校等の臨時休業に応対する保護者支援(委託を受けて個人で仕事をする人に対する助成金)	子ども(※1、※2いずれか)の世話をを行うことが必要となつた保護者であつて、一定の要件を満たす人 【一定の要件】・個人で就業する予定であった場合・業務委託契約等に基づく業務遂行等に対して報酬が支払われており、発注者から一定の指定を受けているなどの場合	令和2年2月27日から3月31日(春休みなど開校予定のなかった日は除く)の間の就業できなかつた日について、1日あたり4100円(定額)	

※1. 新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業などをした小学校などに通う子ども

※2. 新型コロナウイルスに感染した、または風邪症状など新型コロナウイルスに感染した恐れのある、小学校などに通う子ども  
上記の助成金制度は記載事項以外にも要件があります。詳しくは問い合わせ先に確認してください。

表4 各種相談窓口

内容	問い合わせ先	電話番号	受付時間
一般的な労働相談	兵庫労働局総合労働相談センター	☎078-367-0850	午前9時～午後5時(土・日曜、祝日除く)
助成金に関する相談	ハローワーク助成金デスク(兵庫労働局職業安定部職業対策課)	☎078-221-5440	午前8時半～午後5時15分(土・日曜、祝日除く)
資金繰りに関する相談	兵庫県金融対策特別相談窓口(県地域金融室)	☎078-362-3321	午前9時～午後5時半(土・日曜、祝日除く)
	兵庫県金融対策特別相談窓口(ひょうご・神戸経営相談センター)	☎078-977-9079	午前9時～午後5時(土・日曜、祝日除く)
その他中小企業・小規模事業者の経営に関する相談	伊丹商工会議所	☎775-1221	午前8時45分～午後5時半(土・日曜、祝日除く)
	兵庫県信用保証協会	☎078-393-3900	午前9時～午後5時(土・日曜含む)
	兵庫県よろず支援拠点	☎078-977-9085	午前9時～午後5時半(土・日曜、祝日除く)

掲載している情報は、いずれも3月13日時点の情報のため、内容が追加・変更になっている場合があります。

いずれの情報も、詳しくは市ホームページをご覧いただき、市商工労働課各窓口に問い合わせてください。

## 応急手当普及員

### 有効期限を延長

新型コロナウイルス感染症拡大防止による応急手当普及員の再講習会延期に伴い、同講習会の再開(毎月1回実施予定)から約6カ月の有効期限の延長を認めます。

市消防局救急課☎783-0322

## 税申告書

### 提出期限を延長

市・県民税申告書と確定申告などの提出期限を令和2年4月16日(木)まで延長します。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で市税の納付や手続きが困難な場合は、相談してください。

市市民税課☎784-8022  
伊丹税務署☎779-6121

## 詐欺・悪質商法

### 注意を

新型コロナウイルスの感染拡大に便乗した詐欺や悪質商法に注意してください。悪質な勧誘を行う業者には耳を貸さないようにしましょう。

不審に思った場合やトラブルに遭った場合は、消費生活センターに相談しましょう。

少しでもおかしいと感じたら早めに相談してください。

消費生活センター相談ダイヤル  
☎775-1298

## 文化施設の利用料金

### 払い戻しします

2月28日～3月末の施設の利用を取り消された人に、利用料金を全額返付します。詳しくは、予約された各施設(東リ いたみホール☎778-8788、伊丹アイフォニックホール☎780-2110、アイホール☎782-2000、伊丹郷町館☎772-5959)に確認してください。

# 学校の休業などに 関するお知らせ

各学校園は、3月25日までの臨時休業の間、修了式・終業式は実施しません。また、部活動は中止です。児童くらぶは、3日から開所しています（開所は午前中から）。児童くらぶに入所しておらず、家庭で過ごすことが難しい児童を学校で受け入れます。市立幼稚園、小・中学校、高校、特別支援学校の再開後、児童や生徒、教職員に感染者が確認された場合は、当該学校園を原則2週間臨時休業とし、行事も中止または延期します。

## 各種手当など

### ●児童手当

郵送での申請を希望する場合は、こども福祉課に問い合わせてください。

### ●児童扶養手当

申請などの相談があれば、こども福祉課に問い合わせてください。

### ●特別児童扶養手当

特例措置として郵送（簡易書留のみ）で申請を受け付けています。郵送での申請を希望する場合は、こども福祉課に問い合わせてください。

### ●放課後等デイサービスの支給量について

放課後等デイサービスの支給決定を受けている人の3月利用については、支給決定の支給量を超えて利用することが可能になりました。支給量増加に係る申請は必要ありません。なお、適用期間は、3月サービス提供分のみです。4月サービス提供期間からは受給者証に記載している従前の支給量に戻るため注意してください。

市こども福祉課☎784-8030

## 保育料負担軽減

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、市からの家庭保育のお願いに応じ、登園自粛をした場合、保育料を軽減します。また、今後、臨時休園となった場合も同様の取り扱いとします。対象施設などは次の通り。

【対象施設】市内の公私立認定こども園、認可保育所、地域型保育施設

【対象条件】2・3号認定子どもが5日を超えて登園しなかった場合

【対象費用】保育料、延長保育料（公立保育所、神津こども園については、給食費も）

対象期間や必要な手続きなどの詳細は別途周知します。

市教委教育保育課☎784-8035

## 学校給食費

市は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、市立学校を3月3～25日に臨時休業することに決定しました。

今年度の市立小・中学校・特別支援学校の3日以降の学校給食費は、請求対象から控除します。

学校給食費変更通知書は3月中旬に各家庭に発送します。

市教委学事課☎784-8086

## こんにちは赤ちゃん事業

3月6日以降、「こんにちは赤ちゃん事業」の訪問を延期しています。同事業は、地域の民生・児童委員が赤ちゃんのいる家庭を訪問して誕生をお祝いします。また、日頃の育児に関する悩みや疑問などの聞き取り、市内の子育て支援サービスなどに関する案内などを行います。再開については、市ホームページでお知らせします。

市こども福祉課☎780-3518

## 学生の市バス定期券

市交通局は、臨時休校による通学定期券の払い戻しを次の通り実施します。

【受付期間】当面の間（終了時は同局ホームページなどでお知らせ）

【対象】小・中学校、高校とこれに相当する学校の通学定期券

【手数料】500円

【払戻場所】市交通局広畠営業所、阪急伊丹駅前市バス総合案内所

市交通局☎781-3751

## 保育所はどうなるの？

子どもの家族などの感染や、子どもが「濃厚接触者」と特定された場合、原則2週間登園を避けてください。臨時休園や登園回避した場合の保育料などは日割り計算します。詳しくは保育所などからお知らせします。

臨時休園の実施や登園回避は、私立施設にも要請します。感染拡大防止のため、皆さんの理解と協力をお願いします。

## 元気に過ごしていますか？

### ～子どもたちへ

休校になり、友達や先生と会えない日が続き、寂しい思いをしていることと思います。また、部活動を早く再開したいという気持ちが募っているかもしれません。

学校が再開した時に、友達と元気よく体を動かしたり勉強したりできるように、今できることに取り組みましょう。

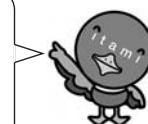
【規則正しい生活を送りましょう】▷早寝・早起き・朝ご飯を大切にしましょう▷計画を立て毎日学習しましょう▷適度な運動をしましょう▷スマートフォンやゲームの時間を決めましょう▷お手伝いをしましょう▷おうちの人と話をしましょう。

伊丹市教育長より

Q 1. 臨時休業中に小・中学生などが外出して運動をしてもいいのでしょうか？



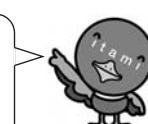
A 1. 原則、自宅待機としていますが、子どもの健康保持の観点から、運動不足やストレスを解消するために運動することは大切ですので、本人と家庭の判断で、安全な環境の下に行う日常的な運動（ジョギング、散歩、縄跳びなど）はしても構わないです。



Q 2. 臨時休業により、学習できなかった内容はどうなりますか？



A 2. 学習できなかった内容については、各学校で学年間の引き継ぎを丁寧に行い、適切に対応していきます。



Q 3. 臨時休業中にどのような学習に取り組めばよいでしょうか？



A 3. 3月は1年間の学習を振り返る時期です。学校が出した宿題や教科書、漢字・計算ドリル、「みんなの学習クラブ」（総合教教育センターホームページからダウンロードか右二次元コードから読み取り可）などを活用して復習をしましょう。

